

令和元年11月

お客様各位

東予信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」  
を踏まえた預金規定の改定について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫は、平成30年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和2年2月1日より下記のとおり預金規定を改定いたします。

預金規定の改定後は、お客様との新規取引開始時に加え、既にお取引のあるお客様におきましても、お取引の内容や状況に応じ、お客様のお取引の目的やお客様に関する情報等を窓口や郵便等により再度ご確認と各種確認資料のご提出をお願いする場合がございます。

当金庫が求める情報や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合、新規のお取引をお断りさせていただく場合や、既にお取引いただいているお客様におかれましては、お取引を制限等させていただく場合がございます。

また、当金庫が確認した情報や内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合がございます。

なお、改定後の規定につきましては、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

## 記

### 1. 改定する預金規定

- 普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定   ○普通預金規定
- 納税準備預金規定   ○貯蓄預金規定   ○通知預金規定
- 決済用普通預金規定

### 2. 改定日

令和2年2月1日

### 3. 改定内容

以下の条項を新設、追加いたします。

※下線が対象箇所となります。

#### (1) 「取引の制限等」 … 新設

- ・当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- ・前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- ・前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

#### (2) 解約等 … 追加・変更

- ・この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

以 上